

○印旛郡市広域市町村圏事務組合表彰規程

平成16年3月24日

訓令第1号

改正 平成22年7月26日 訓令第5号

令和3年1月18日 訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、組合行政の発展、公益の増進、文化の振興等に顕著な功勞のあった者等の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するものを表彰する。

- (1) 組合議会の議員の職にあること次の期間以上の者
関係市町の長 8年以上
関係市町の議会の議長 4年以上
- (2) 管理者、副管理者の職にあること8年以上の者
- (3) 監査委員、法令に基づく委員等の職にあること8年以上の者
- (4) 組合の公益及び振興発展に寄与し、その功績が顕著なもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に功勞が顕著であって表彰することが適当と認められるもの

第3条 前条第4号及び第5号に該当すると認めるものについては、管理者、副管理者、議会議長及び議会副議長の協議により決定する。

(表彰の期日)

第4条 表彰は管理者が定める日に行う。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状を管理者が授与することにより行う。

2 表彰を受けるべき者がその表彰を受ける前に死亡したときは、生前の日付けにさかのぼって表彰するものとし、表彰状は、その遺族に授与するものとする。

第6条 この訓令の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年3月1日から施行する。

附 則 (平成22年7月26日訓令第5号)

この訓令は、平成22年7月26日から施行し、平成22年3月23日から適用する。

附 則 (令和3年1月18日訓令第1号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。